

## パブリックコメントを実施

### パブリックコメント制度

パブリックコメント制度とは、市の基本的な政策に関する計画などを策定、改定または廃止する過程において、事前にその趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、これらについて意見および情報を募り、提出された意見などを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見などに対する実施機関の考え方を公表する手続きをいいます。

### (仮称)守口市立図書館運営方針(案)

(仮称)守口市立図書館がより多くの市民が足を運ぶ魅力ある図書館になることを目指し、運営の基本的な考え方に基づいて、どのように運営していくのかを記載した方針とします。

問生涯学習・スポーツ振興課

TEL06-6995-3158 FAX06-6998-0345

☑Mori\_shougaigaku@city-moriguchi-osaka.jp

募集期間 6月1日(土)~6月30日(日)

### 第2次守口市子ども読書活動推進計画(案)

第1次計画の成果を引き継ぎ、守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をさらに推進するための計画とします。

問生涯学習・スポーツ振興課

TEL06-6995-3158 FAX06-6998-0345

☑Mori\_shougaigaku@city-moriguchi-osaka.jp

募集期間 6月1日(土)~6月30日(日)



### 守口市工業振興条例(案)

地域におけるものづくり産業が本市経済の発展において果たす役割の重要性を鑑み、ものづくり産業振興に関する基本的事項を定めた条例とします。

問地域振興課

TEL06-6992-1490 FAX06-6998-0345

☑Mori\_chiikishinko@city-moriguchi-osaka.jp

募集期間 6月1日(土)~6月30日(日)

### 閲覧場所

各課、守口市情報コーナー、文化センター、市民体育館、各コミュニティセンターおよび市ホームページに掲載

### 提出方法

①各閲覧場所の回収ボックスへ<sup>とうかん</sup>投函

②郵送

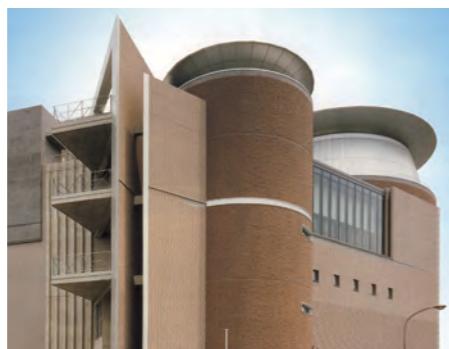
〒570-8666守口市京阪本通2-5-5 各課宛て

注6月30日(日)消印有効

③ファクス

④メール

注住所、氏名、電話番号を必ず記入



## 使用教科書展示会

問教育センター TEL06-6997-0703

教育センターでは、令和2年度に使用される教科書の展示会を行います。どなたもお気軽にご覧ください。

時6月6日(木)~7月11日(木)

9:00~17:30(土・日を除く)

場市役所6階教育センター、研修室604

## 社会を明るくする運動

問地域福祉課 TEL06-6992-1570

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない地域社会を作るための全国的な運動であり、毎年7月を強調月間としています。

本市でも、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域社会を築くため、本運動の趣旨をわかりやすく伝える啓発活動を実施します。

内①コーラス

②総理大臣メッセージの伝達式、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」アピール運動、キャンペーングッズ配布、国連支援募金活動

時7月5日(金)①15:45~16:00②16:00~17:00

場イオンモール大日1階サニーコート



## 善厚くお礼申し上げます。

【社会福祉のために】

匿名1人

【福祉行政推進のために】愛のみのり基金  
もりぐちチャリティコンサート実行委員会



委員長 末野弘士氏

## 守口市軽度難聴児補聴器交付

問障がい福祉課 TEL06-6992-1630

FAX06-6991-2494

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく補装具費の支給および「大阪府難聴児補聴器交付事業」に基づく助成の対象とならない軽度の難聴児に対して、補聴器購入などにかかる費用を交付します。

注交付の対象にならない場合もありますので、必ず購入前に問い合わせください。

概要	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給および大阪府難聴児補聴器交付事業に基づく助成の対象とならない軽度の難聴児に対して、補聴器の購入、修理または部品の交換にかかる費用を交付することで、軽度難聴児の教育、言語および生活適応訓練を促進します。	
対象児	以下の要件を満たしている18歳未満の人 ①申請時点において、交付対象児の保護者が守口市内に居住していること ②障害者総合支援法に基づく補装具費の支給および大阪府難聴児補聴器交付事業に基づく助成の対象とならないこと ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること(両耳の聴力レベルが30デシベル未満でも医師が補聴器の装用の必要を認めたものも含む) ④再交付の場合は、前回交付決定日から5年以上経過していること(修理または部品の交換の場合を除く) 注所得制限あり	
交付基準額	購入	1台につき46,007円(イヤーマールドを含む場合は55,439円)
	修理 部品交換	1台につき31,314円
	検査料	5,000円
利用者負担額	生活保護 世帯	補聴器実購入額(税込み)が交付基準額以内であれば0円
	生活保護 世帯以外	下記のいずれか低い方の額 ▽交付基準額×1/3 (100円未満切り捨て) ▽補聴器実購入額(税込み)×1/3 (100円未満切り捨て)
	注いずれも交付基準額を超えた額は自己負担	